

情報商材のトラブル～簡単に高額収入得られず

内容

2カ月前、スマートフォンの会員制交流サイト(SNS)で「2日で簡単に10万円稼げる」「マニュアル申込み料が、今だけ5千円」とメッセージが届いた。すぐにクレジットカード決済し、サイトからマニュアルを受け取ったが具体的な内容は書かれていなかった。後日、サイト担当者から電話があり、「効果的に稼ぐには別にツールが必要」だとして、新たに80万円のコースを勧められ、クレジットカード決済したが、一切もうからないので解約したい。(20代、男性)

消費生活センターからのアドバイス

情報商材とは、副業、投資などで高額収入を得るためのノウハウと称してインターネットなどで販売されている情報のことです。副業ビジネスなどを紹介するSNSなどをきっかけに、最初1万円程度を支払ってビジネスに参加した後、執拗な電話勧誘を断りきれず、著しく高額な情報商材を購入させられたという相談が、全国の消費生活センターへ多数寄せられています。

ネットやSNSの広告・投稿などには、大金を手に入れられることや、簡単な作業であることが強調されていますが、実際は「簡単に稼げる内容ではない」「事前に説明されたサポートがない」「返金保証に応じてくれない」という苦情がみられます。

情報商材では、一度トラブルにあっても同様の契約を繰り返すケースが多く見られます。商材の内容が変わっても、簡単に高額収入が得られるノウハウはありません。

トラブルに遭わないために次の点に注意しましょう。「100%元が取れる」「もうかるまでサポートする」などの事業者の説明を安易に信用しない。情報商材は、事前に内容を確認できない。少しでも怪しいと思ったら事業者へ連絡しない。高額な契約を勧誘されたり、話が違うと思ったら、きっぱりと断る。クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約をしない。

おかしいなと思ったときは、すぐに最寄りの「消費生活センター」または「各市町相談窓口」にご相談ください。

おかしいと思ったら、一人で悩まず 早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月～金曜日) ... 午前9時～午後5時(12時～13時を除く)

全国共通ダイヤル 188 (イヤヤ!)

長崎市消費生活センター

(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター

(0956-22-2591)

島原市消費生活センター

(0957-62-9100)

諫早市消費生活センター

(0957-22-3113)

大村市消費生活センター

(0957-52-9999)

平戸市消費生活センター

(0950-22-4222)

松浦市消費生活センター

(0956-72-1861)

対馬市消費生活相談所

(0920-52-8322)

壱岐市消費生活センター

(0920-48-1135)

五島市消費生活センター

(0959-72-6144)

西海市消費生活センター

(0959-37-0145)

雲仙市消費生活センター

(0957-38-7830)

南島原市消費生活センター

(0957-82-3010)

各町にも相談窓口があります

